

# 仕 様 書

1. 件 名 小学校デジタル教科書使用契約
2. 契約期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
3. 担当部課 市川市教育委員会学校教育部指導課

## 4. 総 則

### (1) 目的

市川市（以下「利用者」という。）では、「主体的・対話的で深い学び」の授業改善のツールとして活用を図る目的で、様々な機能を有する指導者用デジタル教科書を市川市立小学校・義務教育学校（以下「各学校」という。）に導入することとした。

本業務は、教育用コンテンツ配信機能と運用を提供するクラウドサービスである、アプリケーションサービスプロバイダー（教育用コンテンツ配信システム）サービスを利用するものである。

教育用コンテンツ配信システムサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）は、この目的を十分に理解し、契約期間中、教育用コンテンツ配信システムサービスの良好な品質を保証し、確実に提供しなければならない。

### (2) 業務の指示および監督

サービス提供者は、本業務を遂行するにあたって、利用者担当職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

## 5. 利用サービスの概要

教育用コンテンツ配信システムを導入し、別表1の各学校に指導者用デジタル教科書を提供し、全てクラウドで利用できるものであること。

## 6. 前提条件

### ①利用環境

ア. 利用者が使用する端末のクライアントOS及びブラウザは以下のいずれかとしている。

クライアントOS	ブラウザ
Windows10、11	Microsoft Edge
Windows10、11	Google Chrome 40 以降

イ. クライアントOS及びブラウザについては、適宜のバージョンアップを想定し、随時対応できること。

②サービス提供時間

24 時間 365 日

7. サービス内容

利用サービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 以下の市川市教育委員会が採択した教科用図書の1年間版デジタル教科書及び、それに付随する教育効果を高める無償の教育用コンテンツがあり、それらをクラウド上で利用できるシステムであること。

【小学校】

No.	種目	アカウント数
小学校 理科 指導者用デジタル教科書		
1	大日本図書 指導者用デジタル教科書 理科3年 1年間版	39
2	大日本図書 指導者用デジタル教科書 理科4年 1年間版	39
3	大日本図書 指導者用デジタル教科書 理科5年 1年間版	39
4	大日本図書 指導者用デジタル教科書 理科6年 1年間版	39
小学校 デジタル教科書配信サービス利用料		
5	デジタル教科書配信サービス利用料	39

※契約後、学校ごとに使用できるアカウントを発行すること。該当校は別表1を参照のこと。

- (2) 各学校のパソコンに特殊なプログラムをインストールする必要がなく運用できること。(ただし、コンテンツ動作上必要なプラグインは除く。)
- (3) コンテンツ発行元によるコンテンツの修正、バージョンアップがなされた場合、それを反映して最新の状態で提供すること。
- (4) コンテンツの選択・購入に当たっては、同システム上で、コンテンツを教師が自由に試用でき、購入前に十分な確認ができること。また、試用・確認はシステムメンテナンス日を除く毎日、授業終了後の15時以降とする。
- (5) 教育委員会管理者用アカウントを発行し、市内の学校のコンテンツの利用状況を確認できるようにすること。
- (6) 学校毎に権限の異なる3つのユーザーアカウント(①学校管理者、②先生、③生徒)を設定できること。
- (7) プログラミング、タイピング、キャリア教育を含む無償コンテンツを有していること。

(8) サービス提供者は開庁日の8時15分から16時45分においてシステムに係る不具合や問い合わせを電話またはE-Mailで受け付けるものとする。

## 8. 納品物件

納品物件は、以下のとおりとする。各納品物件のタイトルは、下記の表の納品物件であることが分かるように標記し、納品すること。

納品物件一覧表

No.	納品物	提出期限
1	体制表（契約期間中のサポート体制）	契約締結日から7日以内
2	年間保守計画書	契約締結日から7日以内
3	障害復旧作業報告書	障害復旧作業後2週間以内
4	サービス実績報告書	毎月末から10日以内 但し契約期間の最終月は、契約期間の最終日
5	ライセンス証書・アカウント情報	契約開始日の前日

## 9. 納品場所

前項「8. 納品物件」で指定した納品物件は、「3. 担当部課」で指定した場所に、期日までに納品すること。

## 10. 使用中止時のデータ消去

使用中止時、サービス提供者側に残る利用者のデータに関しては、サービス提供者の負担により全て消去し、利用者にデータ消去の証明書を提出すること。

### 11. 秘密の保持

(1) サービス提供者は、このサービス提供によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(2) サービス提供者は、サービスを提供するに当たって知り得た個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 12. 情報セキュリティの確保

サービス提供者は、サービスの提供にあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 13. 契約不適合責任

サービス提供者は、本システムの性能、機能等に不具合がある場合は、特別の定めのない限り、使用期間中、修正、又はこれに代えて若しくは同時に損害賠償の責を負うものとする。

#### 1 4. 公租公課

物件に係る公租公課は、サービス提供者の負担とする。

#### 1 5. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

#### 1 6. その他

- (1) サービス提供者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、利用者とサービス提供者とが協議して定めるものとする。
- (3) 契約の履行上の疑義については、利用者とサービス提供者とが協力して解決すること。

別表 1

## 【小学校】

	小学校名	住所
1	市川小学校	市川 2-32-5
2	真間小学校	真間 4-1-1
3	中山小学校	中山 1-1-5
4	八幡小学校	八幡 3-24-1
5	国分小学校	東国分 2-4-1
6	大柏小学校	大野町 2-1877
7	宮田小学校	新田 4-8-15
8	富貴島小学校	八幡 6-10-11
9	若宮小学校	若宮 3-54-10
10	国府台小学校	国府台 5-25-4
11	平田小学校	平田 3-28-1
12	鬼高小学校	鬼高 2-13-5
13	菅野小学校	菅野 6-14-1
14	行徳小学校	富浜 1-1-40
15	信篤小学校	原木 2-16-1
16	稲荷木小学校	稲荷木 1-14-1
17	南行徳小学校	欠真間 1-6-38
18	鶴指小学校	大和田 4-11-1
19	宮久保小学校	宮久保 5-7-1
20	二俣小学校	二俣 678

	小学校名	住所
21	中国分小学校	中国分 1-22-1
22	曾谷小学校	曾谷 7-18-1
23	大町小学校	大町 84-10
24	北方小学校	北方町 4-1356-1
25	新浜小学校	行徳駅前 4-5-1
26	百合台小学校	曾谷 6-10-1
27	富美浜小学校	南行徳 2-3-1
28	柏井小学校	柏井町 1-1149-1
29	大洲小学校	大洲 4-18-1
30	幸小学校	幸 1-11-1
31	新井小学校	新井 1-18-13
32	南新浜小学校	新浜 1-26-1
33	大野小学校	南大野 1-42-1
34	塩焼小学校	塩焼 5-9-8
35	稲越小学校	稲越 3-21-8
36	大和田小学校	大和田 1-1-3
37	福栄小学校	南行徳 2-2-1
38	妙典小学校	妙典 2-14-2
39	塩浜学園※	塩浜 4-5-1

※義務教育学校



暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項  
(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額又は賃借料（当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（以下この項において「長期継続契約」という。）である場合にあつては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（以下この項において「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる契約の解除に係る当該違約金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 単位数量当たりの契約金額又は賃借料を定めた単価契約 契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額
  - (2) 月額による契約 月額に契約期間の月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）を乗じて計算した額（当該契約が長期継続契約である場合にあっては、月額に12を乗じて計算した額）の100分の10に相当する額
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

- 第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等について名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

- 第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

（遵守義務違反）

- 第5条 市は、契約の相手方が前条に違反した場合は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準の定めるところにより、競争参加資格停止の措置を行う。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 サービス提供者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 サービス提供者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、利用者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 サービス提供者は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず利用者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するため利用者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。サービス提供者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 サービス提供者は、この契約による事務を処理するため利用者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、利用者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 サービス提供者は、利用者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、利用者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信(電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 サービス提供者は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、

滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに利用者に報告し、利用者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 サービス提供者がこの契約の事務を処理するために、利用者から提供を受け、又はサービス提供者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに利用者に戻し、又は引き渡し、若しくは利用者の指示に従い抹消するものとする。ただし、利用者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(サービス提供者の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 利用者は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係るサービス提供者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又はサービス提供者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 サービス提供者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 サービス提供者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、サービス提供者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 サービス提供者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 利用者が本件業務を履行させるためにサービス提供者へ提供した情報（個人情報を含む）又はサービス提供者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 サービス提供者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 サービス提供者は、本件業務の履行に当たり利用者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、利用者の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 サービス提供者は、本件業務に関する情報を、利用者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 サービス提供者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず利用者の承諾を得るものとする。

2 サービス提供者は、前項の規定により利用者の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について利用者に報告しなければならない。

3 サービス提供者は、利用者が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 サービス提供者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 サービス提供者は、本件業務に関する情報を、利用者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 サービス提供者は、本件業務に関する情報について、利用者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 サービス提供者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、サービス提供者が開発し、又は開発させ利用者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、利用者に対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、利用者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 サービス提供者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 サービス提供者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、サービス提供者は、直ちに、利用者に報告するとともに、利用者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 サービス提供者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を利用者に報告しなければならない。

3 利用者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であつて、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 サービス提供者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について利用者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 サービス提供者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 サービス提供者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 サービス提供者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって利用者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 利用者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、サービス提供者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 利用者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、サービス提供者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 サービス提供者は、利用者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 サービス提供者は、サービス提供者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって利用者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。